

北茨城市社会福祉協議会 貸出し ご利用にあたって

1.対象者

- ・市内に居住する方、および団体
- ・その他、本会会長が特に必要と認めた者

※申請に来られた方には、本人確認を行いますので身分証明書の提示をお願いします。

2.貸出し条件

- ・車いす・シルバーカーは在宅の方を対象に貸し出しています。
- ・車いす・シルバーカーの貸し出しは、通院・外出・旅行等、一時的又は短期間の利用を対象とします。
- ・使用者が病院、施設、介護保険サービスなどにより車いす・シルバーカーの貸し出しを受けることができる場合にはそれらを優先し、それらを利用できるまでの間に限り貸し出しを行っています。
- ・レクリエーション用具は、原則として北茨城市民を対象とし、営利を目的とした活動や個人的使用にはご利用いただけません。

3.貸出し期間

- ・車いす・シルバーカーの貸し出し期間は、原則1か月以内とします。
延長は1回までとし、やむを得ない事情があると、北茨城市社会福祉協議会が認めた場合は、2回目まで延長することができます。
- ・レクリエーション用具の借用期間は、おおむね1週間を限度とし、月2回までとします。
※ただし、連続での借用はできません。

4.貸出し料金

- ・無料です。

5.弁償責務

- ・車いす・シルバーカー・レクリエーション用具貸し出し期間中の事故は、すべて申請者又は使用者の責任となります。
- ・車いす・シルバーカー・レクリエーション用具を紛失、又は破損したときは、申請者又は使用者は同規格の現品又は相当の代価をもって弁償していただきます。
ただし、天災その他避けられない事由、又は会長がやむを得ないと認めた時は、弁償を免れることができます。

上記の内容について説明を受け、同意します。

氏 名 _____